

長崎市立西浦上中学校

育 友 会 規 約

規	約	1P						
慶	弔	規	程	6P				
個	人	情	報	取	扱	規	則	7P

長崎市立西浦上中学校育友会育友会規約

沿革 昭和22年5月25日育友会発足
昭和55年11月15日第3回評議員会により全面改訂
(昭和55年5月17日第34回総会により評議員会に規約改訂委任)

第 1 章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 この会は長崎市立西浦上中学校育友会と称し事務所を長崎市立西浦上中学校におく。

(目 的)

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力し、研修をつみ、よりよき保護者や教師となって家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

(性 格)

第 3 条 この会は保護者と教職員の民主的団体であり互いに研鑽する社会教育団体である。

第 2 章 会 員

(会員の資格及び構成)

第 4 条 この会の会員は、入会届を提出した、西浦上中学校に在学する生徒の保護者と教職員によって構成する。

(会員の権利及び義務)

第 5 条 この会の会員はすべて平等の義務と権利を有する。

2 保護者がこの会の会員であるか否かにかかわらず、この学校に在籍する全生徒は、すべての活動の成果を享受することができる。

(入 会)

第 6 条 この会への入会を希望する者は、書面又は電磁的方法により、入会届を提出しなければならない。

2 前項に関わらず、会費の納入をもって入会届とする。

(退 会)

第 7 条 この会からの退会を希望する者は、書面又は電磁的方法により、退会届を提出しなけ

ればならない。

- 2 生徒の卒業及び転校等、又は異動に伴う勤務校の変更や退職による退会は自動的に行われるものとする。

第 3 章 役 員

（役 員）

第 8 条 この会に次の役員をおくことができる。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
事務局・会計	1 名（教頭）
会 計	1 名
庶 務	若干名
監 査 委 員	2 名
顧 問	1 名（学校長）

（役員を選出）

第 9 条 役員を選出は次のとおりとする。

- （1）会長、副会長及び監査委員は、候補者選考委員会で会員の中から選出し、総会の承認を受けるものとする。なお、候補者選考委員は評議員会で評議員から若干名を選出する。
- （2）顧問、事務局、会計及び庶務は会長がこれを委嘱する。

（役員の任期）

第 10 条 役員の任期は 1 年とし再任は妨げない。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第 11 条 役員の任務は次のとおりとする。

- （1）会長は会を代表し会務を総理するとともに、総会、評議員会を招集する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- （3）事務局は本会の運営に必要な事項の調整にあたる。
- （4）会計は会長の指示に従って会計事務を担当し、総会において決算 報告をする。
- （5）庶務は総会、評議員会その他主な会議を記録し、庶務を処理する。
- （6）監査委員は会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。また必要に応じ会議に出席し、意見をのべることができる。
- （7）学校長は顧問とし各会議に出席し、学校管理ならびに教育上の見地から意見を述べ、また助言することができる。

第 4 章 会 議

（会議の種類）

第12条 この会の会議は総会、評議員会、特別委員会とする。

（総 会）

第13条 総会はこの会の最高議決機関であり、会長が招集する。定期総会は年度初めに開催し、臨時総会は会長又は評議員会が必要と認めたとき及び会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。ただし、招集が困難又は不可能な場合、総会審議は書面又は電磁的方法によるものも可能とする。

2 総会は会員総数の3分の2以上の会員の出席（書面又は電磁的方法による表決及び委任状を含む）で成立し、出席者の過半数の賛成を得て決議する。賛否同数の場合は議長が決するところによる。

3 議長は出席会員の中から2名選出する。

4 定期総会は次のことを行う。

（1）前年度の活動報告及び決算報告の承認

（2）役員の改選

（3）新年度の活動計画及び予算の審議と承認

（4）規約の改正又は廃止

（5）他の外部団体への加入脱退

（6）その他重要事項の審議と承認

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された議事について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合における第2項の規定の適用について、その会員は出席したものとみなす。

6 総会の議事については、審議の経過および決議事項を記載した、議事録を作成する。

（評議員会）

第14条 この会の運営に必要な事項について検討し、意見を出し合うため評議員会をおく。

2 評議員会は総会に次ぐ決議機関で、役員及び評議員で構成され、会長が必要と認めたとき、及び構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。ただし、招集が困難又は不可能な場合、総会審議は書面又は電磁的方法によるものも可能とする。

3 評議員は会員の中から選出する。

4 評議員会は構成員総数の3分の2以上の構成員の出席（書面又は電磁的方法による表決及び委任状を含む）で成立し、出席者の過半数の賛成を得て決議する。賛否同数の場合は議長が決するところによる。

5 議長は役員が担う。

（特別委員会）

第15条 周年行事等、会長が必要と認めたときにおくことができる。

第 5 章 会 計

（会 計）

第16条 この会の会計は会費及びその他の収入金によってまかなう。

2 この会に次の会計をおく。

（1）一般会計

単年度の会費およびその他の収入金からなる会計

（2）積立基金会計

周年行事および育友会運営等に不足が生じたとき、これより繰出すものとする

（3）購買部会計

単年度の収益金と一般会計からの繰出金、およびその他の収入により運営される購買部の会計

（会 費）

第17条 この会の会費は年額4,000円とする。なお、兄弟姉妹が在籍する場合は、会費および会員数は世帯数とする。

2 会費は年度初めに一括納入とする。年度途中の入会は入会届提出と同時に年額を一括納入とする。

3 転入学に限り、年度途中で入会する場合、年会費を10か月（2か月は長期休暇分として除く）で割り、該当期間に相当する会費を納入するものとする。

4 納入された会費は返金しないものとする。

（予算の執行）

第18条 この会の会計は総会において議決された予算にもとづいて執行されるものとし、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計報告）

第19条 この会の会計は、会計年度毎に決算報告書を作成し、総会において承認を得なければならない。

（会計監査）

第20条 会計監査は、その年度の会計に対して監査を行い、結果を総会で報告する。

2 会計監査の回数および時期については、各年度の関係者間で別途協議する。

第 6 章 補 則

（個人情報の取り扱い）

第21条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別に「長崎市立西浦上中学校育友会個人情報取扱規則」を定め、適切に運用するものと

する。

（規定及び規則）

第22条 この規約の施行に必要な規定及び規則を別に定める。

2 前項の規定及び規則については、規約に反しない限りにおいて評議員会の議決を経て制定又は改廃し、その結果を次期総会に報告しなければならない。

（改正又は廃止）

第23条 この規約は、総会において全会員の過半数の賛成（書面又は電磁的方法による表決及び委任状を含む）がなければ改正又は廃止することができない。

付 則

- 1 この規約は昭和56年4月1日より施行する。
- 2 この規約は平成3年5月18日一部改正する。
- 3 この規約は平成5年5月15日一部改正する。
- 4 この規約は平成13年5月19日一部改正する。
- 5 この規約は平成15年5月15日一部改正する。
- 6 この規約は平成18年5月10日一部改正する。
- 7 この規約は平成21年5月8日一部改正する。
- 8 この規約は平成22年5月6日一部改正する。
- 9 この規約は平成27年5月8日一部改正する。
- 10 この規約は平成29年5月2日に一部改正する。
- 11 この規約は平成30年5月2日に一部改正する。
- 12 この規約は平成31年4月26日に一部改正する。
- 13 この規約は令和2年5月15日に一部改正する。
- 14 この規約は令和3年4月30日に一部改正する。
- 15 この規約は令和4年2月10日臨時総会において一部改正する。
- 16 この規約は令和5年4月28日に一部改正する。
- 17 この規約は令和7年4月25日に一部改正する。

* 表彰規程は平成17年5月12日廃止する。

* 役員選出に関する規定は平成18年5月10日に廃止する。

西浦上中学校育友会慶弔規程

- 第1条 西浦上中学校育友会規約第23条により、会員の融和と親睦を図るため慶弔規程を定めるものとします。
- 第2条 この規程は規約第4条に定められた会員及び在籍する生徒に適用します。
- 第3条
- 1 会員及び会員の配偶者ならびに生徒が死亡した場合 10,000 円の弔慰金を送ります。但し供花料を含みます。
 - 2 会員教職員の直系親族が死亡した場合は弔慰金を送ります。
- 第4条 会員及び生徒が不時の災厄に会った場合は見舞金を送るものとします。但し10,000 円以内の金額とします。
- 第5条 次の場合は、評議員会の協議により、金一封又は記念品を送り褒償します。
- (1) 生徒で特別に善行があった場合又はそれに相当する行いがあったと認められる場合
 - (2) 本会発展のため特に功労があったと認められる場合
 - (3) 教職員が本校で定年退職する場合
- 第6条 この規程の改廃ならびに金額の変更は評議員会で行うものとします。
- 第7条
- 1 この規程は昭和55年11月15日より実施するものとします。
 - 2 平成3年5月8日一部改正
 - 3 平成30年5月2日一部改正
 - 4 令和4年2月10日一部改正

長崎市立西浦上中学校育友会個人情報取扱規則

（目的）

第1条 長崎市立西浦上中学校育友会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、育友会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、育友会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

（利用）

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）育友会費の集金業務、管理業務
- （2）役員・監査・会員の名簿の作成
- （3）本部役員等の推薦活動
- （4）広報紙、会報等への記載
- （5）その他の文書の送付

（利用目的による制限）

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器については、ウィルス

対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供をしてはならない。

- （1） 法令に基づく場合
- （2） 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- （3） 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- （4） 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第13条 本会は個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- （1） 第三者の氏名
- （2） 提供する対象者の氏名
- （3） 提供する情報の項目
- （4） 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保持する。

- （1） 第三者の氏名
- （2） 第三者が個人情報を取得した経緯
- （3） 提供を受ける対象者の氏名
- （4） 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不用）

（情報の開示）

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第17条 本会は、本部役員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に務めなければならない。

（改正）

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、評議員会において審議し、承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成30年5月2日より施行する。

本規則は、令和4年2月10日臨時総会において一部改正する。